

議案第 36 号

平成 21 年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算

平成 21 年度川崎市の生田緑地ゴルフ場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 818,274 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成 21 年 2 月 18 日提出

川崎市長 阿部 孝夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		316,462 ^{千円}
	1 使 用 料	316,461
	2 手 数 料	1
2 繰 越 金		243,811
	1 繰 越 金	243,811
3 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
4 市 債		258,000
	1 市 債	258,000
歳 入 合 計		818,274

歳 出

款	項	金 額
1 ゴルフ場事業費		538,216 ^{千円}
	1 ゴルフ場事業費	538,216
2 公 債 費		19,491
	1 公 債 費	19,491
3 諸 支 出 金		170,000
	1 繰 出 金	170,000
4 予 備 費		90,567
	1 予 備 費	90,567
歳 出 合 計		818,274

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
生 田 緑 地 ゴ ル フ 場 ク ラ ブ ハ ウ ス 改 築 事 業 費	平 成 2 2 年 度	千円 1,061,611

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
生 田 緑 地 ゴ ル フ 場 整 備 事 業	千円 258,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 9.0% 以 内	借入れの日から30カ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。